

永平寺町押印の特例に関する規則を次のように制定する。

令和3年9月9日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第21号

永平寺町押印の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、町民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、規則その他の規程（以下「規則等」という。）で定める様式の押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印に関する特例)

第2条 規則等で定める様式のうち、町長が別に定めるものについては、当該規則等の規定にかかわらず、押印を求めないものとする。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。